

# 報告資料 1

## 昭島市教育委員会教育長告示第 1 号

昭島市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の規定による年齢層ごとの長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額(平成 16 年昭島市教育委員会教育長告示第 1 号) の一部を次のように改正する。

令和 7 年 8 月 7 日

昭島市教育委員会教育長 山 下 秀 男

表を次のように改める。

年齢階層	最低限度額	最高限度額
25 歳未満	6,143円	13,975円
25 歳以上 30 歳未満	6,703円	15,237円
30 歳以上 35 歳未満	7,023円	18,016円
35 歳以上 40 歳未満	7,326円	20,864円
40 歳以上 45 歳未満	7,568円	22,564円
45 歳以上 50 歳未満	7,766円	23,666円
50 歳以上 55 歳未満	7,711円	25,354円
55 歳以上 60 歳未満	7,348円	26,187円
60 歳以上 65 歳未満	6,192円	22,694円
65 歳以上 70 歳未満	4,200円	17,484円
70 歳以上	4,200円	13,975円

### 附 則

- この告示は、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。
- この告示による改正後の最低限度額欄及び最高限度額欄の規定は、令和 7 年 9 月 1 日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた長期療養者の休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた長期療養者の休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

昭島市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の規定による年齢層ごとの長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額新旧対照表

下線は、改正部分を示す。

新		旧			
年齢階層	最低限度額	最高限度額	年齢階層		
25歳未満	6,143 円	13,975 円	25歳未満	<u>5,872</u> 円	<u>13,442</u> 円
25歳以上30歳未満	6,703 円	15,237 円	25歳以上30歳未満	<u>6,380</u> 円	<u>14,842</u> 円
30歳以上35歳未満	7,023 円	18,016 円	30歳以上35歳未満	<u>6,712</u> 円	<u>17,619</u> 円
35歳以上40歳未満	7,326 円	20,864 円	35歳以上40歳未満	<u>7,078</u> 円	<u>20,649</u> 円
40歳以上45歳未満	7,568 円	22,564 円	40歳以上45歳未満	<u>7,268</u> 円	<u>21,971</u> 円
45歳以上50歳未満	7,766 円	23,666 円	45歳以上50歳未満	<u>7,433</u> 円	<u>22,886</u> 円
50歳以上55歳未満	7,711 円	25,354 円	50歳以上55歳未満	<u>7,290</u> 円	<u>24,916</u> 円
55歳以上60歳未満	7,348 円	26,187 円	55歳以上60歳未満	<u>6,975</u> 円	<u>25,385</u> 円
60歳以上65歳未満	6,192 円	22,694 円	60歳以上65歳未満	<u>5,860</u> 円	<u>21,314</u> 円
65歳以上70歳未満	4,200 円	17,484 円	65歳以上70歳未満	<u>4,060</u> 円	<u>16,075</u> 円
70歳以上	4,200 円	13,975 円	70歳以上	<u>4,060</u> 円	<u>13,442</u> 円